

○市町村職員の退職手当に関する条例

(昭和35年5月4日条例第1号)

改正

昭和35年 7月 5日条例第10号

昭和36年 8月22日条例第14号

昭和37年 4月 1日条例第16号

昭和37年12月 1日条例第18号

昭和38年 3月 9日条例第19号

昭和38年 3月 9日条例第20号

昭和38年10月 2日条例第24号

昭和39年 1月24日条例第25号

昭和40年 2月20日条例第30号

昭和43年 7月 5日条例第37号

昭和43年11月13日条例第38号

昭和45年 2月 6日条例第42号

昭和45年 7月13日条例第43号

昭和46年 6月11日条例第47号

昭和47年 7月18日条例第49号

昭和48年 9月20日条例第54号

昭和50年 4月 1日条例第68号

昭和50年 9月26日条例第69号

昭和51年 5月10日条例第73号

昭和51年10月15日条例第75号

昭和53年 7月25日条例第79号

昭和54年 2月 1日条例第80号

昭和54年 4月 2日条例第12号

昭和55年 1月26日条例第3号

昭和56年 1月27日条例第4号

昭和56年 6月25日条例第8号

昭和56年11月24日条例第10号

昭和57年 5月26日条例第4号

昭和58年 3月10日条例第6号

昭和60年 1月28日条例第2号
昭和61年 2月 1日条例第2号
昭和61年 3月31日条例第3号
昭和62年 6月11日条例第2号
昭和63年 8月 9日条例第5号
平成 元年 8月29日条例第5号
平成 2年 1月24日条例第2号
平成 3年 6月28日条例第6号
平成 4年 3月26日条例第3号
平成 4年 8月28日条例第11号
平成 7年 2月27日条例第1号
平成10年 2月24日条例第1号
平成11年 8月19日条例第3号
平成11年 8月19日条例第4号
平成11年12月 7日条例第5号
平成12年12月20日条例第3号
平成13年 3月 5日条例第1号
平成13年 3月26日条例第2号
平成14年 2月26日条例第5号
平成15年 2月20日条例第1号
平成15年 7月 2日条例第4号
平成15年 8月28日条例第5号
平成15年 9月26日条例第6号
平成15年11月27日条例第8号
平成16年 2月24日条例第9号
平成16年 8月27日条例第3号
平成17年 2月23日条例第2号
平成18年 3月29日条例第5号
平成19年 2月20日条例第1号
平成19年 8月23日条例第7号
平成20年 2月26日条例第1号
平成21年 4月10日条例第2号

平成22年 8月27日条例第9号
平成23年 2月22日条例第1号
平成23年 7月15日条例第6号
平成24年 3月 8日条例第3号
平成25年 2月25日条例第10号
平成26年 9月30日条例第4号
平成27年 2月25日条例第2号
平成27年 9月25日条例第3号
平成28年 2月24日条例第1号
平成28年12月26日条例第9号
平成29年 3月31日条例第5号
平成30年 2月27日条例第1号
平成30年12月19日条例第7号
令和 元年10月 9日条例第4号
令和 2年 2月25日条例第2号
令和 3年10月 7日条例第1号
令和 4年10月11日条例第6号
令和 5年 2月27日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、福島県市町村総合事務組合同規約別表第2中1の下欄に掲げる構成団体及び福島県市町村総合事務組合（以下「組合市町村」という。）の職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者（管理者が規則で定める者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第11条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（組合市町村の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、

1 8日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、そのを超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。ただし、この場合においては、その総代者に一括して支給することができる。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

2 次条、第6条、第6条の2及び第7条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第10条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければ

ならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 第6条各号に掲げる職にある者以外の職員（以下「普通職員」という。）であつた者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、普通職員であつた者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、普通職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者が受けるべき給料の月額とし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）の期間中の普通職員にあつては、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項、第5条第1項、同条第2項、第9条の2第1項及び第9条の3において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80

(3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した普通職員であつた者（地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した普通職員であつた者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに限る。）又は 25 年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

(2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

(3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した普通職員であつた者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第 5 条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した普通職員であつた者であつて、任命権者が管理者の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号。以下「派遣法」という。）に定める派遣職員の派遣先の業務上の傷病又は死亡を含む。以下同じ。）により退職した普通職員であつた者又は 25 年以上勤務して退職した普通職員であつた者（地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した普通職員であつた者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した普通職員であつた者若しくは勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間

を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した普通職員であつた者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 普通職員であつた者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による変定により当該変定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第7項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の

全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第8条第5項第1号に規定する再び普通職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第8条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第8条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第8条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第8条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第8条第5項第6号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第8条第5項第7号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員として引き続いた在職期間
- (10) 第8条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第9条第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第9条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第9条第3項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及

び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第9条第3項第2号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第9条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(16) 第9条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第9条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第9条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして管理者が規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する普通職員であつた者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者及び勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承諾を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の

		年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第5条の5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、管理者が定める規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(組合市町村の長等の退職手当)

第6条 次の各号に掲げる職にある者（以下「組合市町村の長等」という。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の当該組合市町村の長等としての在職月数を乗じて得た額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 組合市町村の長については、100分の48
- (2) 組合市町村の副市町村長については、100分の29
- (3) 組合市町村の地方公営企業の管理者及び企業団の企業長については、100分の26
- (4) 組合市町村の教育長については、100分の20
- (5) 組合市町村の常勤の監査委員及び固定資産評価員については、100分の19

2 前項の規定による退職手当は任期毎に支給する。

(副市町村長等の退職手当の特例)

第6条の2 福島県の一般職の職員（以下「県職員」という。）が、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで、任命権者の要請に応じて引き続いて副市町村長等（組合市町村の長等のうち組合市町村の長以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その者の当該給与の計算の基礎となる勤続期間は、副市町村長等としての勤続期間に通算する。この場合において、前条第2項及び第8条第10項第3号の規定は適用しない。

2 第8条第5項に規定する国家公務員が、この条例の規定による退職手当に相当する給与を支給されず、任命権者の要請に応じて引き続いて副市町村長等となつたときは、その者の当該給与の計算の基礎となる勤続期間は、副市町村長等としての勤続期間に通算する。この場合において、前条第2項及び第8条第10項第3号の規定は適用しない。

3 第1項に規定する副市町村長等の退職手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 副市町村長等としての在職期間について前条第1項の規定により計算した額
- (2) 県職員を退職した日における給料月額に相当する副市町村長等を退職した日における県職員の給料月額及び第1項の規定により副市町村長等の勤続期間に通算されることとなる勤続期間を基礎として普通職員の例により計算した額
(退職手当の基本額の最高限度)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日

		において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 普通職員であつた者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同法第26条の6の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人及び公的法人で管理者が規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条又は旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の期間及び育児短時間勤務の期間を現実に職務に従事することを要しない期間とみなしてこの期間に含み、派遣法の規定による派遣の期間を除く。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち管理者が規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円

(8) 第8号区分 21,700円

(9) 第9号区分 零

2 普通職員であつた者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、管理者が規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、組合市町村の規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した普通職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した普通職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、組合市町村が定める職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される普通職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の普通職員については、この基本給月額に準じて組合市町村の長が定める額とする。

(勤続期間)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、第6条第1項の規定により組合市町村の長等に対する退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、30日をもつて1月として計算した月数によるものとし、この場合、1月未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由、自己啓発等休業及び配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合についてはその月数の2分の1に相当する月数）、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務の期間についてはその月数の3分の1に相当する月数、高齢者部分休業の期間については規則で定める月数の2分の1に相当する月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 普通職員の第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて普通職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
 - (1) 普通職員が、第20条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等と

なり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて普通職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特

定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて普通職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(6) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、第6条第1項、前条又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合におけ

る勤続期間の計算については、適用しない。

9 第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

10 職員が左の各号の一に該当するに至ったときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず前後の職員としての在職期間は通算しないものとする。

(1) 普通職員が引き続き組合市町村の長等となつたとき。

(2) 組合市町村の長等が引き続き普通職員となつたとき。

(3) 組合市町村の長等が引き続き組合市町村の長等となつたとき。

(勤続期間の計算の特例)

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第9条 普通職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び普通職員となつた者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の普通職員としての在職期間の始期から後の普通職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて普通職員となるため退職し、かつ、引き続き普通職員となつた場合におけるその者の第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第8条(第

5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

- (1) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (2) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて普通職員となつた場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き普通職員となるため退職し、かつ、引き続いて普

通職員となつた場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に普通職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き普通職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 5 第7条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続き普通職員となつた場合におけるその者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、管理者が規則で定める場合においては、この限りでない。

(公益的法人等派遣より職務に復帰した職員等に係る退職手当に関する特例)

- 第9条の2** 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定に基づき組合市町村で定める条例に規定された団体（以下「公益的法人等」という。）へ派遣された職員（以下「派遣職員」という。）で、派遣終了後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間内に退職した場合を含む。）におけるこの条例の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第7条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第7条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。
- 2 第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、第7条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。
 - 3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。
 - 4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合のこの条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、規則で定めるところにより任命権者が申し出た金額で、管理者が認めたものとする。

(公益的法人等派遣法により採用された職員に係る退職手当に関する特例)

第9条の3 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用された職員に関するこの条例の適用については、特定法人（公益的法人等派遣法第10条第1項の規定に基づき、組合市町村で定める条例に規定された株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第7条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第7条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第9条の4 職員が、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、第8条の規定を準用して計算する。

3 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、管理者が規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第10条 職員の退職が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条または船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、

特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の管理者が規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、管理者が規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者

が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として管理者が規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として管理者が規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 36 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第 4 項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第 37 条第 3 項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 前項第 3 号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

13 第 11 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規

定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相
当する日数

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5
項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日
の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当
の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職
手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用す
る。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得
手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退
職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対
して支給してはならない。

(定義)

第12条 本条から第19条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身
分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 懲戒免職等処分機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例の規定によ
り、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第19条まで
において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関
がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第19条までの規定に基づく処分の性質を考
慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員
については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）
を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲
戒免職等処分及び本条から第19条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）
をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 懲戒免職等処分機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 懲戒免職等処分機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該懲戒免職等処分機関の属する組合市町村が定める公告式条例に規定する公報に掲載し、又は掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載又は掲示をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該懲戒免職等処分機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の

支払を受ける権利を承継した者を含む。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 懲戒免職等処分機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 懲戒免職等処分機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る懲戒免職等処分機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該懲戒免職等処分機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に

相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業

手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第13条第2項並びに第16条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する第16条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第19条 懲戒免職等処分機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、管理者の附属機関として、退職手当審査会を置く。

- 2 懲戒免職等処分機関は、第15条第1項第3号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、第15条第2項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は懲戒免職等処分機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。
(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第20条 普通職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び普通職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。
- 3 普通職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する普通職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により普通職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(普通負担金)

第21条 組合市町村は、職員の退職手当の支給に係る経費及び福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の事務費に充てるため次の各号に定める額の合計額を負担金として規則で定めるところにより組合に納入しなければならない。

- (1) 職員の給料額に、組合市町村の長等については1,000分の327、普通職員については1,000分の135を乗じて得た額
- (2) 組合の事務費として職員の給料額に1,000分の2を乗じて得た額

(特別負担金)

第22条 組合市町村は、次の各号に該当する場合は負担金を規則で定めるところにより組合に納入しなければならない。

- (1) 普通職員が退職又は死亡の日以前1年以内に2号給以上昇給している場合は、管理者が規則で定める額
- (2) 当該年度において、前々年度までの当該組合市町村の職員に支給された退職手当の総額が、前々年度までの当該組合市町村が組合に納入した前条第1号、本条、次条及び第25条の負担金の合計額を超えた場合は、その超えた額に対して管理者が規則で定める額

(過年度負担金)

第23条 組合市町村は、この条例の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間がある場合においては、規則で定めるところにより負担金を納入しなければならない。

(負担金の延滞金)

第24条 管理者は、前3条に定める負担金を規則で定める期日までに納入しないときは、その延滞額に対して年利10.95パーセントの割合で、納期限の翌日から完納までの日数によつて計算した延滞金を徴収することができる。

(加入負担金)

第25条 市町村又は一部事務組合が新たに組合に加入する場合には、加入負担金を組合に納付しなければならない。

- 2 前項の加入負担金は、管理者が規則で定める組合の資産額に、加入の日における当該地方公共団体の職員（この条例の適用対象職員とし、加入の日の前日に組合市町村の職員であつた者を除く。）の数を加入の日の属する年度の4月1日における組合市町村の職員数で除した数を乗じて得た金額とする。
- 3 組合市町村が他の組合市町村と合併し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続いて新たに組合に加入する場合には、第1項の規定は適用しない。
- 4 組合市町村である一部事務組合が組合市町村でない一部事務組合を合併により吸収し、かつ引き続いて組合市町村であるときは、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において第2項中「加入の日」とあるのは「合併の日」と、「当該地方公共団体の職員」とあるのは「合併により移管を受けた職員」と読み替えるものとする。

(組合市町村が組合市町村でなくなつた場合の取扱)

第26条 組合は、組合市町村が組合市町村でなくなつた場合において、当該組合市町村の納入した第21条（同条第2号に規定する事務費を除く。）、第22条、第23条及び前条の負担金の総額と、当該組合市町村の職員に支給した退職手当の総額との差額を当該組合市町村に還付し、又は当該組合市町村は組合に納付するものとする。

- 2 組合市町村が他の市町村と合併し、かつ合併後の地方公共団体が合併の日から引き続いて組合に加入する場合にあつては、前項の規定は適用しないものとし、当該規定による差額相当分は、当該合併後の組合市町村が承継するものとする。
- 3 組合市町村である一部事務組合が解散し、当該一部事務組合の職員であつた者が解散の日引き続いて他の組合市町村の職員として移管される場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、「合併後の組合市町村」とあるのは「職員の移管を受けた組合市町村」と読み替えるものとする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

改正

平成23年 7月15日条例第6号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日以後の退職による退職手当について適用する。
- 2 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた職員

(以下この項において「行方不明職員」という。)の生死が3月間分からない場合又は行方不明職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

附 則 (昭和35年7月5日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則 (昭和36年8月22日条例第14号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県町村職員退職手当組合退職手当に関する条例第8条第8項及び第11条の規定は、昭和35年4月1日から適用する。
- 3 この条例による改正後の福島県町村職員退職手当組合退職手当に関する条例第11条第1項又は第3項の規定の適用については、昭和35年4月1日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者とみなす。

附 則 (昭和37年4月1日条例第16号)

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日の前日以前から引き続き職員として在職する者が施行日以後において退職した場合の退職手当の計算については、改正後の条例第6条第1項第1号に掲げる割合を除きなお従前の例による。

附 則 (昭和37年12月1日条例第18号)

改正

昭和57年 5月26日条例第4号

- 1 この条例は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 常時勤務に服することを要しない者でこの条例の施行日の前日に雇用されている者が、施行日以後最初に退職した場合(改正後の町村職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第3項の規定により職員とみなされる場合を除く。)において、改正前の取扱規定によれば退職手当の支給をうけることができたものに該当するときは、その者を第1条の職員とみなして退職手当を支給する。
- 3 この条例の施行の際現に在職する職員のうち、職員としての勤続期間が10年以上で、年令50年以上の者が、その者の非違によることなく勤しゅうを受けて退職した場合には、新条例第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間同条の規定による退職手当を支給することができる。

附 則 (昭和38年3月9日条例第19号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和 3 8 年 3 月 9 日 条例第 2 0 号）

改正

昭和 4 3 年 7 月 5 日 条例第 3 7 号

昭和 4 3 年 1 1 月 1 3 日 条例第 3 8 号

昭和 4 5 年 7 月 1 3 日 条例第 4 3 号

昭和 4 8 年 9 月 2 0 日 条例第 5 4 号

昭和 5 0 年 4 月 1 日 条例第 6 8 号

昭和 5 7 年 5 月 2 6 日 条例第 4 号

昭和 6 1 年 2 月 1 日 条例第 2 号

昭和 6 2 年 6 月 1 1 日 条例第 2 号

昭和 6 3 年 8 月 9 日 条例第 5 号

平成 元年 8 月 2 9 日 条例第 5 号

平成 3 年 6 月 2 8 日 条例第 6 号

平成 1 1 年 8 月 1 9 日 条例第 3 号

平成 1 1 年 8 月 1 9 日 条例第 4 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日 条例第 3 号

平成 1 5 年 9 月 2 6 日 条例第 6 号

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日 条例第 8 号

平成 1 6 年 2 月 2 4 日 条例第 9 号

平成 1 8 年 3 月 2 9 日 条例第 5 号

平成 2 3 年 2 月 2 2 日 条例第 1 号

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 条例第 1 0 号

平成 2 7 年 2 月 2 5 日 条例第 2 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 条例第 5 号

平成 3 0 年 2 月 2 7 日 条例第 1 号

令和 2 年 2 月 2 5 日 条例第 2 号

令和 5 年 2 月 2 7 日 条例第 8 号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 7 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 6 0 年 4 月 1 日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和 5 9 年法律第 6 9 号）附則第 1 2 条第 1 項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 5 9 年法律第 8 5 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧

公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。
- 6 組合町村が派遣法の規定に基づき条例を制定した場合において、当該条例の施行の日(以下「構成町村派遣条例施行日」という。)前に当該町村における地方公務員法第27条第2項の規定に基づく条例の規定により休職にされ、又は同法第35条の規定に基づく条例の規定により職務に専念する義務

を免除されていた職員であつて、当該町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き構成町村派遣条例施行日において当該町村の職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で規則で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間（規則で定める期間に限る。）については、第8条第4項の規定は適用しない。

- 7 組合町村が派遣法の規定に基づき条例を制定した場合において、構成町村派遣条例施行日前に当該町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するため当該町村を退職し、かつ、引き続き当該業務に従事した後、引き続いて再び当該町村の職員となつた者で、規則で定めるものの第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の当該町村の職員としての在職期間は、後の当該町村の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、構成町村派遣条例施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、規則で定める。
- 8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第54号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第16項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第8項」とする。
- 9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第54号附則第4項の規定に該当するものを除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和48年条例第54号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第17項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧

日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き普通職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関の職員が、第8条第5項に規定する事由によつて引き続いて普通職員となり、かつ、引き続いて普通職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の普通職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、管理者が規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

14 普通職員であつた者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で管理者が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される普通職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の普通職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして組合市町村の長が定めるものについては、この限りでない。

15 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として管理者が規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う

「ロ 雇用保険第22条第2項に規定する厚生労働省令で

ことが適当であると認めたもの」とあるのは

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1
定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者
項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして
として管理者が規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職
再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である
を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め
と認めたもの（イに掲げる者を除く。）

たもの

とする。

」

- 16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（国
家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「改正法第61号」という。）によ
る国家公務員の定年の年齢に係る改正に伴う組合市町村の職員の定年等に関する条例の一部を改正す
る条例による改正前の組合市町村の職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧組合市町村職員定
年条例」という。）において定年年齢を63歳と定められていた職員は、63歳）に達した日以後その
者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規
定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規
定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は市町村職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第16項」とする。
- 17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（令和5年旧組
合市町村職員定年条例において定年年齢を63歳と定められていた職員にあつては、63歳）に達し
た日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同
条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合におけ
る第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は市町村職
員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第17項」とする。
- 18 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しな
い。
- (1) 令和5年旧組合市町村職員定年条例において定年年齢を65歳と定められていた職員
 - (2) 改正法第61号の施行による国家公務員の定年の年齢に係る改正に伴う組合市町村の職員の定
年等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の組合市町村の職員の定年等に関する条例
において65歳を超える年齢を定年年齢として定められている職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として管理者が規則で定める職員

19 改正法第61号第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項の規定に相当するものとして組合市町村の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給料月額の変額改定（次項において「給料月額7割改定」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、給料月額7割改定が適用された職員については、当該職員が給料月額7割改定の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、当該職員の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として算定した退職手当の額が、退職の日におけるその者の同日までの勤続期間及び退職日給料月額を基礎として算定した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給する退職手当の額とする。

21 当分の間、第5条第1項に掲げるその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第16項に規定する令和5年旧組合市町村職員定年条例（以下「令和5年旧組合市町村職員定年条例」という。）の規定により定年年齢を63歳と定められていた職員（以下「旧条例定年年齢63歳職員」という。）及び附則第18項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、旧条例定年年齢63歳職員にあつては63歳とし、附則第18項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては令和5年旧組合市町村職員定年条例において当該職員について定められていた定年年齢とし、同項第3号に掲げる職員にあつては管理者が規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第16項に規定する令和5年旧組合市町村職員定年条例（以下「令和5年旧組合市町村職員定年条例」という。）の規定により定年年齢を63歳と定められていた職員（以下「旧条例定年年齢63歳職員」という。）及び附則第18項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、旧条例定年年齢63歳職員にあつては63歳とし、附則第18項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては令和5年旧組合市町村職員定年条例において当該職員について定められていた定年年齢とし、同項第3号に掲げる職員にあつては管理者が規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

22 当分の間、第5条第1項に掲げるその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した普通職員であ

つた者であつて任命権者が管理者の承認を得たもの（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」とする。

令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定により定年年齢を63歳と定められていた職員及び附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定により定年年齢を63歳と定められていた職員	63歳
附則第18項第1号に掲げる職員	65歳
附則第18項第2号に掲げる職員	令和5年旧組合市町村職員定年条例において当該職員について定められていた定年年齢
附則第18項第3号に掲げる職員	管理者が規則で定める定年年齢

23 当分の間、第5条第1項に掲げる者（25年以上勤続し、地方公務員法28条の6第1項の規定により退職した普通職員であつた者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第5条第1項に掲げる職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した普通職員であつた者及び公務上の傷病又は死亡により退職した普通職員であつた者であつて附則第22項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは「市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第22項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項に掲げる職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した普通職員であつた者及び公務上の傷病又は死亡により退職した普通職員であ

つた者であつて附則第22項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適応については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則（昭和38年10月2日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和39年1月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

附 則（昭和40年2月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第7条の規定は、昭和40年5月1日以後の退職者について適用する。

附 則（昭和43年7月5日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の条例第5条の3の規定は、昭和42年12月1日から、第8条第4項の規定は、昭和43年12月14日から適用する。
- 2 第2条の規定は、昭和42年6月1日から適用する。ただし、改正後の附則第13項の規定は昭和42年8月1日から適用する。
- 3 昭和42年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した職員につき、改正前の退職手当に関する条例の規定を適用して計算した退職手当の額が、この条例の規定による改正後の退職手当に関する条例の規定を適用して計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額を以てその者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則（昭和43年11月13日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、昭和43年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年2月6日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月13日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条（第11項を除く。）の

規定は、昭和45年1月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 新条例第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の詐欺その他不正の行為によつて、同条第1項及び第3項から第6項までの規定による退職手当の支給を受けた場合について適用する。

4 昭和40年3月31日以前において職員（新条例第11条に規定する職員及び第2条第3項に規定する職員とみなされる者並びに新条例第11条第2項第1号に規定する職員に準ずる者をいう。以下この項において同じ。）であつた期間（昭和40年4月1日以後の職員であつた期間に引き続く同日前の職員であつた期間を除く。）は、新条例第11条第2項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する期間に含まれないものとする。

5 失業保険金に相当する退職手当（新条例第11条第2項第3号に規定する失業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者で、次の各号に掲げるものに対しては、昭和50年3月31日までの間、同条第1項及び第3項から第6項までに定めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。

(1) 就職するに至つた者で、その就職するに至つた日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数（新条例第11条第1項に規定する基準日数をいい、失業保険法（昭和22年法律第146号）第20条の4第1項の規定による措置が決定された場合には、その日数に、新条例第11条第5項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。）の2分の1以上であるものについては、就職支度金

(2) 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費

6 前項第1号に掲げる就職支度金に相当する退職手当（以下「就職支度金に相当する退職手当」という。）の額は、次に掲げる額とする。

(1) 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の3分の2以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の50日分に相当する額

(2) 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の2分の1以上3分の2未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の30日分に相当する額

7 前項第1号又は第2号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が150日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の20日分に相当する額を同項第1号又は第2号に掲げる額に加算した額とする。

8 前3項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数（新

条例第11条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数(待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。)を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)をいう。

9 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第27条の3第1項に規定する就職支度金の支給の条件に従い、支給する。

10 附則第5項第2号に掲げる移転費に相当する退職手当(以下「移転費に相当する退職手当」という。)は、失業保険法第27条の4第1項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い、支給する。

11 新条例第11条第12項の規定は、就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第23条の2の規定は詐欺その他不正の行為によつて就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について、準用する。

12 附則第5項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、組合長が規則で定める。

附 則 (昭和46年6月11日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年7月18日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条並びに附則第3項及び第4項の改正規定は、昭和47年5月1日以降退職した者の退職手当について適用する。

附 則 (昭和48年9月20日条例第54号)

改正

昭和50年 4月 1日条例第68号

昭和57年 5月26日条例第4号

昭和61年 2月 1日条例第2号

平成15年11月27日条例第8号

平成18年 3月29日条例第5号

平成23年 2月22日条例第1号

平成25年 2月25日条例第10号

平成30年 2月27日条例第1号

令和 5年 2月27日条例第8号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第8条第4項及び第5項、第9条並びに第20条第3項及び第4項の規定は、昭和48年5月17日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
- 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の町村職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた者を含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に市町村職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号。以下「条例第20号」という。）附則第16項若しくは第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、市町村職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び条例第20号附則第16項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額（消防職員にあつては、その額に市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第1号）附則第2項又は第3項に規定する額を加算した額）とする。
- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に市町村職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2及び条例第20号附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に市町村職員の退職手当に関する条例第5条又は条例第20号附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 法施行日前に旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫その他の法人又は地方住宅供給公社で法施行日において新条例第8条第5項第3号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において使用される者として在職した後引き続いて普通職員となつた者の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 7 前項に規定する者が法施行日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧条例の規定による退職手当の支給を受けている者であるときは、附則第2項の規定にかかわらず、前項の規定は、当該旧条例の規定により支給を受けた退職手当については、適用しない。
- 8 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて普通職員となつた場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 9 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となつた場合におけるその者の新条例第8条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 新条例第8条の4第4項の規定は、附則第8項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定地方公社等職員（新条例第8条第5項に規定する特定地方公社等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となつた場合について準用する。
- 11 附則第6項に規定する者又は附則第8項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、旧条例の規定を適用して計算した額）とする。
- (1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額
- (2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額
- 12 法施行日前に、旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）となつた者（附則第6項に規定する者を除く。）の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。
- 13 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第7条並びにこの条例附

則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

- (1) その者が新条例第3条から第5条の2まで及び第7条並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合
- (2) その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた給料月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を2回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

14 町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号。以下「条例第20号」という。）附則第11項及びこの条例附則第6項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、条例第20号附則第11項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含み、条例第20号附則第11項第2号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算して利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

15 条例第20号附則第11項及びこの条例附則第12項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、条例第20号附則第11項の規定にかかわらず、当該退職の日における給料月額に同項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合とこの条例附則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

16 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において新条例第8条第4項に規定する休職指定法人に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による除算は、行なわない。

17 法施行日前に、法施行日において新条例第8条第5項第2号に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの（以下「特定地方公共団体」という。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第8条第5項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定地方公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社に使用させる者として在職した後引き続き再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き普通職員となつた場合においては、先の

職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第8条第5項ただし書の規定は適用しない。

18 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第8条第5項第3号に規定する通算制度を有する公庫等に該当するもの（以下「特定公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて普通職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第8条第5項ただし書の規定は適用しない。

19 法施行日前に、特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員として引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

20 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

21 法施行日前に、職員が、旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

22 法施行日前に、職員が、旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、か

つ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き普通職員となつた場合においては、先に職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

- 23 法施行日前に旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き普通職員となつた者の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。
- 24 法施行日前に旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き普通職員となつた者の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。
- 25 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定地方公社等（特定地方公社又は特定公庫等をいう。以下同じ。）に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続き普通職員となつた場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定地方公社等に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。
- 26 法施行日前に、国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続き普通職員となつた場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。
- 27 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続き特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き普通職員となつた場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き

続いた在職期間には、その者の先の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

28 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて普通職員となつた場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の先の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から後の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

29 附則第16項の規定は、法施行日前に地方公務員法第27条及び第28条若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き特定休職指定法人の業務に従事した者の新条例第8条第5項の規定による職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算について準用する。この場合において、附則第16項中「同項」とあるのは、「新条例第8条第5項において準用する同条第4項」と読み替えるものとする。

30 附則第6項、附則第8項、附則第12項又は附則第16項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第21項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額については、この条例附則第11項の規定を準用する。この場合において、附則第11項第2号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第16項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間内
附則第17項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社
附則第18項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員若しくは国家公務員又

		は特定公庫等
附則第19項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定指定法人
附則第20項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第22項の規定の適用を受ける者	特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第23項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは特定地方公共団体の公務員又は特定指定法人
附則第24項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは国家公務員又は公庫等である特定指定法人
附則第25項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社等
附則第26項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は特定公庫等
附則第27項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定指定法人
附則第28項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は公庫等である特定指定法人
附則第29項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間内

- 31 附則第6項又は附則第8項及び附則第16項又は附則第29項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第7条並びにこの条例附則第3項から附則第5項まで又は附則第11項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、旧条例の規定を適

用して計算した額) とする。

32 附則第12項及び附則第16項又は附則第29項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が、適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第7条並びにこの条例附則第3項から附則第5項まで又は附則第13項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、旧条例の規定を適用して計算した額)とする。

33 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において特定地方公社である地方道路公社若しくは土地開発公社又は特定公庫等のうち国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第134号)による改正後の国家公務員等退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2第72号から第89号までに掲げる法人に該当するもの(以下「地方道路公社等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となるため旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き地方道路公社等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、この条例附則第6項及び附則第21項から附則第24項まで中「旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第8条の4第1項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。

34 削除

35 適用日からこの条例の施行日の前日までの期間内に退職した者(当該退職が死亡による場合には、その遺族)に旧条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定及びこの附則の規定による退職手当の内払とみなす。

36 適用日からこの条例の施行日の前日までの間に退職した者及びこの条例の施行日に現に在職する職員が退職した場合その者について旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額が、新条例の規定を適用して計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

37 この附則に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な経過措置は、この附則の規定に準じて、組合長が規則で定める。

附 則 (昭和50年4月1日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日以後退職した者の退職手当について適用する。

附 則（昭和50年9月26日条例第69号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第11条の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 新条例第11条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
 - (2) 新条例第11条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第11条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たないものに係る新条例第11条第1項に規定する待期日数については、旧条例第11条第1項第2号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第11条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。
 - (3) 新条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
 - (4) 新条例第11条第4項から第6項まで及び第7項第1号の規定は、適用しない。
 - (5) 旧条例第11条第4項又は第6項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第11条第7項第2号又は第8項第1号の例に準じて組合長が指示した公共職業訓練等とみなす。
- 5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、組合長が規則で定める。
- 6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第11条の規定により支払われた退職手当は、新条例第11条の規定による退職手当の内払いとみなす。
- 7 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月をこえるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新

条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 8 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第8条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

附 則 (昭和51年5月10日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年10月15日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日以降退職した者の退職手当について適用する。

附 則 (昭和53年7月25日条例第79号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年2月1日条例第80号)

改正

昭和55年 1月26日条例第3号

昭和56年11月24日条例第10号

昭和58年 3月10日条例第6号

昭和60年 1月28日条例第2号

平成11年12月 7日条例第5号

平成13年 3月 5日条例第1号

平成17年 2月23日条例第2号

平成20年 2月26日条例第1号

平成21年 4月10日条例第2号

平成23年 2月22日条例第1号

平成27年 9月25日条例第3号

平成30年12月19日条例第7号

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 公立藤田病院組合、公立岩瀬病院企業団及び公立小野町地方総合病院企業団に係る改正後の条例第21条第1号の規定の適用については、当分の間同号中「1,000分の327」とあるのは「1,000分の290」とする。

附 則 (昭和54年4月2日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年1月26日条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年1月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月15日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年11月24日条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年5月26日条例第4号）

- この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 昭和57年10月1日から昭和60年3月31日までの間に退職した者（町村職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第1号以下「条例第1号」という。）第6条第1項各号に掲げる職にある者を除く。）に対する退職手当の額は、条例第1号第3条から第5条の2まで及び第7条並びにこの条例による改正後の町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第4項又は第5項において例による場合を含む。）、附則第4項及び附則第5項の規定にかかわらず、条例第1号第3条から第5条までの規定により計算した額（その者の勤続期間が35年を超える場合は、その者の勤続期間を35年としてこれらの規定により計算した額）に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（同条例第5条の2の消防職員にあつては、その額に同条例別表による額を加算した額）とする。

(1) 勤続期間が1年以上10年以下の者

割合	昭和57年10月1日から昭和58年3月31日までの間に退職した者	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの間に退職した者	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間に退職した者
	1.075	1.05	1.025

(2) 勤続期間が11年以上19年以下の者

割合	区 分	昭和57年10月1日から昭和58年3月31日までの間に退職した者	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの間に退職した者	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間に退職した者
合	1 傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した	1.075	1.05	1.025

	者（以下「自己都合退職者」という。）			
	2 町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第18号）附則第3項に該当する者	1. 175	1. 15	1. 125
	3 その他の者	1. 15	1. 1	1. 05

三 勤続期間が二十年以上の者

	区 分	昭和57年10月1日から昭和58年3月31日までの間に退職した者	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの間に退職した者	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間に退職した者
割 合	1 自己都合退職者のうち年令50歳未満で勤続期間が25年未満の者	1. 075	1. 05	1. 025
	2 1以外の自己都合退職者	1. 15	1. 1	1. 05
	3 公務外の傷病又は勤務公署の移転により退職した者のうち勤続期間が39年以上の者	1. 12	1. 09	1. 05
	4 その他の者	1. 25	1. 2	1. 15

3 自己都合退職者に対する前項の規定の適用については、「条例第1号第3条から第5条の2まで及び第7条」とあるのは「条例第1号第3条から第5条の2まで」と、「計算した額（その者の勤続期間が35年を超える場合は、その者の勤続期間を35年としてこれらの規定により計算した額）」とあるのは「計算した額」とする。

4 条例第1号第4条の規定に該当する退職をした者（自己都合退職者を除く。）に対する附則第2項の

規定の適用については、「条例第1号第3条から第5条の2まで及び第7条」とあるのは「条例第1号第3条から第5条の2まで」と、「計算した額（その者の勤続期間が35年を超える場合は、その者の勤続期間を35年としてこれらの規定により計算した額）」とあるのは「計算した額（その者の勤続期間が35年を超え38年以下である場合は、その者の勤続期間を35年としてこれらの規定により計算した額）」とする。

- 5 昭和57年10月1日から昭和60年3月31日までの間に退職した者に対する条例第1号第11条第1項第1号の規定の適用については、同号中「一般の退職手当」とあるのは、「町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（昭和57年条例第4号）附則第2項から附則第4項までの規定による退職手当並びに第6条」とする。

附 則（昭和58年3月10日条例第6号）

改正

昭和60年 1月28日条例第2号

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第1条中次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
- (1) 町村職員の退職手当に関する条例第6条第1項の改正規定 昭和58年5月1日
 - (2) 町村職員の退職手当に関する条例第4条第1項及び第5条第1項の改正規定 昭和60年3月31日
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定により退職した職員（同条の規定により退職すべき職員で、同法附則第4条において準用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）に対する退職手当の額は、定年に達したことにより退職した職員の例により計算した額とする。

附 則（昭和60年1月28日条例第2号）

改正

平成23年 2月22日条例第1号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第3号の規定は、昭和59年10月1日から適用し、この条例第1条中町村職員の退職手当に関する条例第21条の改正規定及び第2条の改正規定は昭和60年4月1日から、第3条の改正規定は同年3月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係るこの条例による改正前の町村職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第11条の規定により退職手当の支

給を受けることができる者に関する新条例第11条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新条例第11条第1項又は第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
- (2) 新条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第10項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
- (3) 新条例第11条第7項又は第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
- (4) 雇用保険法第19条第1項（同法第37条第9項において準用する場合を含む。）及び同法第33条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第11条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。）附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同法による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項及び第8項中「同法による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。
- (5) 新条例第11条第4項から第6項までの規定は適用しない。

4 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第11条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項から第8項までの規定、同条第12項及び同条第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

5 施行日前に職員等（旧条例第2条第1項に規定する職員、同条第2項の規定により職員とみなされる者及びこれらの者以外の者であつて職員について定められている勤務時間以上勤務することとされているものをいう。以下同じ。）となり、かつ、その職員等となつた日における年齢が65年以上であつた者であつて、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したもの

(退職の際職員又は同項の規定により職員とみなされる者であつた者に限る。)については、新条例第11条第5項又は第6項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

6 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第11条第1項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。

7 附則第2項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第11条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当(一般の退職手当等を除く。)の額は、管理者が規則で定めるところによる。

8 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第11条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。

9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、管理者が規則で定める。

附 則 (昭和61年2月1日条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町村職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)附則第3項、第15項及び第16項の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

2 新条例第5条の5の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勧奨について適用し、新条例第13条第3項及び第13条の2の規定は、「施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第54号。以下「条例第54号」という。)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4の規定により定年退職後引き続いて再任用された者(これに準ずる他の法令の規定により同様の取扱いを受けた者を含む。)が、昭和60年3月31日から施行日の前日までの間にその者の非違によることなく退職した場合におけるその者に対して支給すべき退職手当の額は、この条例による改正前の町村職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条まで、第7条、第10条及び第11条並びに附則第11項及び第13項、この条例による改正前の条例第54号附則第3項から第5項まで、第11項、第13項から第

1 5項まで、第30項から第32項までの規定にかかわらず、その者を定年に達したことにより退職した者とみなしてこれらの規定を適用して計算した額とする。

5 前項に規定する者に対して旧条例の規定に基づいて支給された退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。

6 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧条例第3条から第5条まで及び第7条、この条例による改正前の条例第54号附則第3項から第5項まで、第11項、第13項から第15項まで、第30項から第32項までの規定により計算した場合の退職手当の額が、新条例第3条から第5条の2まで及び第7条、この条例による改正後の条例第54号附則第3項から第5項まで、第11項、第13項から第15項まで、第30項から第32項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

7 前項の規定は、施行日の前日に町村職員の退職手当に関する条例第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者又は同日に同項第4号に規定する特定地方公社等職員として在職する者のうち職員から引き続いて特定地方公社等職員となつた者で、職員以外の地方公務員等又は特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となつたものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和61年3月31日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月11日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町村職員の退職手当に関する条例の規定(第4条の規定を除く。)は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年8月9日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年8月29日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の町村職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項及び第11条第2項の規定は、四週六休又は土曜閉庁の施行の日の属する月の初日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第2条第2項及び第11条第2項の規定は、四週六休又は土曜閉庁の施行の日の属する月の初日以後の期間における退職手当支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 組合町村の定めるところによる当該組合町村の休日を定める条例の規定により、毎月の第二土曜日及び第四土曜日が休日とされる組合町村の当該条例の施行の日（以下「休日条例の施行日」という。）の前日に当該組合町村に在職する職員であつて給料が日額で定められている者が休日条例の施行日以後退職した場合において、その者が休日条例の施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた第1条の規定による改正前の町村職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条又は町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第54号。以下「条例第54号」という。）附則第3項から第5項までの規定による退職手当の額が、改正後の条例第3条から第5条の2まで及び第7条又は条例第54号附則第3項から第5項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則（平成2年1月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町村職員の退職手当に関する条例第11条の規定は、平成元年10月1日から適用する。

附 則（平成3年6月28日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町村職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第5条の4及び第8条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月26日条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月28日条例第11号）

- 1 この条例は、平成4年9月1日から施行する。
- 2 改正後の町村職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第11条第2項の規定は、完全週休二日制の施行日の属する月の初日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 組合町村の定めるところによる当該組合町村の休日を定める条例の規定により、毎土曜日が休日とされる組合町村の当該条例の施行の日（以下「休日条例の施行日」という。）の前日に当該組合町村に

在職する職員であつて給料が日額で定められている者が休日条例の施行日以後に退職した場合において、その者が休日条例の施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の町村職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条又は町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第54号）附則第3項から第5項まで（以下「条例第54号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の町村職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条又は条例第54号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則（平成7年2月27日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第13条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成11年8月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第24項の規定は、平成10年10月22日から適用する。

附 則（平成11年8月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第3項の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成11年12月7日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第3号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月5日条例第1号）

改正

平成16年 8月27日条例第3号

平成23年 2月22日条例第1号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、条例第21条から第24条及び第26条の改正規定並びに附則（昭和54年2月1日条例第80号）第2項及び第3項の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の組合町村の負担金又は組合町村でなくなった場合の取扱については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第22条第2号の計算にあつては、平成14年3月31日以前の額については改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による額とする。
- 5 新条例第22条第2号及び第26条第1項の規定中「退職手当の総額」とあるのは、平成14年3月31日以前にあつては、「退職手当の総額に旧条例第17条に規定する事務費相当額として当該組合市町村職員の給料額の1,000分の2に相当する額を加えた額」と読み替えるものとする。

附 則（平成13年3月26日条例第2号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月26日条例第5号）

改正

平成23年 2月22日条例第1号

- 1 この条例は平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条の3、第9条の4及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 第9条の3、第9条の4の規定は、平成14年3月31日以後に公益法人等派遣法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

附 則（平成15年2月20日条例第1号）

改正

平成18年 3月29日条例第5号

平成23年 2月22日条例第1号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日に在職する職員のうち、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間に退職した消防職員に対する退職手当の額は、この条例による改正後の町村職員の退職手当

に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定による退職手当の額に、その者の給料月額に次の表に掲げる在職年数（昭和37年12月1日以後における消防司令補、消防士長、消防士又は常勤の消防団員であつた期間に限る。）に対応する増加月数（平成15年10月1日から平成15年度中に退職した者にあつては0.8、平成16年度中に退職した者にあつては0.6、平成17年度中に退職した者にあつては0.4、平成18年度中に退職した者にあつては0.2をそれぞれ当該増加月数に乗じた月数とする。）を乗じて得た額を加算した額とする。

在職年数	増加月数
	月
1	0.07
2	0.12
3	0.17
4	0.21
5	0.26
6	0.31
7	0.36
8	0.41
9	0.46
10	0.51
11	0.57
12	0.62
13	0.68
14	0.73
15	0.80
16	0.86
17	0.92
18	0.99
19	1.06
20	1.14
21	1.22
22	1.30
23	1.38

24	1.48
25	1.57
26	1.68
27	1.78
28	1.89
29	2.01
30	2.14
31	2.27
32	2.40
33	2.55
34	2.70
35	2.86
36	3.04
37	3.21
38	3.40
39	3.60
40	3.81

3 昭和37年11月30日に現に消防職員として在職していた者であつて、退職時に消防職員として退職した者に対する退職手当の額については、前項中の増加月数に係る括弧書の規定は適用しない。

附 則（平成15年7月2日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条第1項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の町村職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他の不正行為によつて新条例第11条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第11条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業

紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第11条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

- 6 前4項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第11条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第11条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、管理者が規則で定める。
- 8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第11条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第11条第11項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、管理者が規則で定めるところによる。
- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対し、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第11条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、管理者が規則で定める。

附 則（平成15年8月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第6号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年11月27日条例第8号）

改正

平成18年 3月29日条例第5号

平成25年 2月25日条例第10号

令和 5年 2月27日条例第8号

- 1 この条例は、平成16年2月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間における第1条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第21項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第7条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 3 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間における第2条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第4項又は第5項において例による場合を含む。）及び同条例第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「第5条の2まで」とあるのは「第5条の2及び第7条」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第4項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第5項中「及び第5条の2」とあるのは「、第5条の2及び第7条」とする。
- 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で市町村職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が規則で定める。

附 則（平成16年2月24日条例第9号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月23日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第5号）

改正

平成23年 2月22日条例第1号

平成25年 2月25日条例第10号

平成30年 2月27日条例第1号

令和 5年 2月27日条例第8号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、組合市町村の給料月額の変額改定が

同月2日以後に行われた場合にあつては、この条例の改正後の市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、当該給料月額の変額改定施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、当該施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 第2条** 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより新条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第7条、附則第8条の規定による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号。以下この条及び次条において「条例第20号」という。）附則第21項から第23項まで、附則第9条の規定による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第54号。以下この条及び次条において「条例第54号」という。）附則第3項から第5項まで、附則第10条の規定による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第1号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。）附則第2項並びに附則第11条の規定による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第8号。以下この条及び次条において「条例第8号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として条例第20号附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、市町村職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第20号附則第8項から第10項まで、条例第54号附則第3項から第5項まで、附則第10条の規定による改正後の条例第1号附則第2項並びに条例第8号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 2 職員のうち新条例第8条第5項及び第6項並びに第9条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退

職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として管理者が規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで及び第7条、附則第8条の規定による改正前の条例第20号附則第21項から第23項まで、附則第9条の規定による改正前の条例第54号附則第3項から第5項まで、附則第10条の規定による改正前の条例第1号附則第2項並びに附則第11条の規定による改正前の条例第8号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

- イ 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

- イ 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

- イ 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として管理者が規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例5号）附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第5条 新条例第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 新制度適用職員にあつては、条例第22条第1号の規定は当分の間適用しない。

第7条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が規則で定める。

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定の適用を受けて副市町村長に選任されたもの

とみなされた者が施行日以後に副市町村長を退職した場合の退職手当は、助役として在職していた期間を副市町村長として在職していたものとみなして、この条例による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の規定に基づく退職手当を支給する。

3 改正法附則第3条第1項の適用を受け、施行日以後に在職する収入役の退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月23日条例第7号）

改正

平成20年 2月26日 条例第1号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例第11条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例第11条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則（平成20年2月26日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。ただし、条例第6条第1項の改正規定及び附則（昭和54年条例第80号）第2項の改正規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年8月27日条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に市町村職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であつたものであつて、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であつて、

適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第11条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月22日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第5条中「公立小野町地方総合病院組合」を「公立小野町地方総合病院企業団」に改める改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第80号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成14年条例第5号）の一部を

次のように改正する。

(次のよう略)

(市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年7月15日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月25日条例第10号）

改正

平成25年 4月30日 条例第13号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年条例第20号。以下この条において「新条例第20号」という。）附則第21項（新条例第20号附則第23項及び第3条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第8号）附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第22項の規定の適用については、新条例第20号附則第21項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第54号）附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成25年4月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月25日条例第2号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 組合市町村において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による俸給月額の変更に準じて給料月額の変更が行われた場合にあつては、この条例による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例第7条の4の規定は、当該給料月額の変更の日以後の退職に係る退職手当について適用し、当該変更の日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月25日条例第3号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第1条中第21条第1号の改正規定及び第2条の規定については、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 退職職員（退職した市町村職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例によ

る改正後の市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における市町村職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第3条 新条例第11条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第11条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する市町村職員の退職手当に関する条例第11条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する市町村職員の退職手当に関する条例第11条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例（次条において「新条例」という。）

第11条第10項（第2号に係る部分に限り、この条例による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年福島県市町村総合事務組合条例第20号）附則第28項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市町村職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であつて市町村職員の退職手当に関する条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第1項（第5号に係る部分に限り、市町村職員の退職手当に関する条例第11条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

附 則（平成30年2月27日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月19日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月14日条例第4号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年2月25日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月7日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
（暫定再任用職員に関する特例）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から

第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の市町村職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という」とあるのは「又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)とする。